



平成 23 年 7 月 6 日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター株式会社
代表者名 代表取締役会長 青木 弘
(コード番号 4088 東証・大証 各第一部・札証)
問合せ先 広報・IR室長 岸 貞行
(TEL 06 - 6252 - 3966)

公正取引委員会からの課徴金納付命令への対応について

当社は、平成 23 年 5 月 26 日に、公正取引委員会(以下「公取委」といいます。)から独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとして、排除措置命令および課徴金納付命令(以下「本命令」と総称します。)を受け、同日にその概要を公表しております。

本命令のうち、課徴金納付命令に関しましては、公取委による課徴金の算定根拠に当社の解釈と大きな隔たりがあり、承服できないとの判断に至りましたので、審判請求を行い、実態に即した判断を求めてまいります。

なお、排除措置命令に関しましては、当社は、平成 20 年 4 月の値上げについては独自の判断に基づき決定したとの認識であります。しかしながら、同業 4 社の部長級の会合に参加した事実があり、外部の専門家とも協議を重ねた結果、公取委の認定を覆すのは困難であり、且つ審判請求等を行った場合に予測される費用や業務負担等も総合的に考慮した結果、この度、排除措置命令を受け入れることと致しました。

当社では、従来より、社内規則として、独占禁止法遵守マニュアルを定め、周知徹底を図ってきておりましたものの、このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。今後は、当社のみならず当社グループをあげてコンプライアンスの徹底を図るとともに内部管理体制を強化し、再発防止に努め信頼の回復に取り組んでまいります。

また、当社といたしまして、本命令を受けたことを厳粛に受け取め、信頼回復に向けて取り組む姿勢を明確にするため、下記のとおり役員報酬の一部返上を行うことといたします。この他、関係者につきましても、社内規則に基づき処分を行います。

記

代表取締役会長	青木 弘	20%	3 ヶ月
代表取締役副会長	豊田昌洋	20%	3 ヶ月

以 上